令和４年3月

■お知らせの履歴

|  |  |
| --- | --- |
| 変更時期 | 内容 |
| 令和4年3月 | 変更届提出について、[メールでの提出も可能となりました](https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/mail_submission.html)（一部の変更事項除く） |
| 令和4年1月 | 「誓約書（総合支援法第36条第3号各号の規定に該当しない旨の誓約書）」や「給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表」に代表者印の押印又は代表者の署名を求めておりましたが、記名へ取り扱いを変更しました |
| 令和3年11月 | 受付返信の手段が、返信用封筒での返送かメールでの返送かのどちらか[選択ができるようになりました](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/henkou.html) |
| 令和3年10月 | 変更届提出書類一覧を更新しました |
| 令和3年10月 | 事業所移転等事前協議が必要な届出は、「[インターネットでの事前審査](https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2021090017)」へ変わりました |
| 令和3年10月 | 共同生活援助の住居追加・定員増の事前協議は、「[インターネットでの事前審査](https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/eas/s/index?tetudukiId=2021100004)」へ変わりました |
| 令和3年7月 | 令和3年度報酬改定に伴い運営規程の[表記方法](https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/unneikitei.html)が柔軟になりました |
| 令和3年4月 | 変更届出書に[押印は不要](https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/r3-imprint-reviced.html)になりました。 |
| 令和2年10月 | サービス提供責任者の変更時の注意点を掲載します。[サービス提供責任者変更時の注意点 [Excel]](http://g2029sv1cm1f.lan.pref.osaka.jp/uploaded/1640/00004929/service_admin.xls) |
| 令和２年９月 | [原則、郵送による提出へ変わりました。（令和2年9月）](http://g2029sv1cm1f.lan.pref.osaka.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/more_alteration_r2.html) |
| 令和元年5月 | 変更届で常に提出していただいていた「指定書写し」の提出は不要となりました |
| 平成31年4月 | [サービス管理責任者研修](http://g2029sv1cm1f.lan.pref.osaka.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html)について見直しがありました。  　受講要件を確認してください。受講要件については０６－６９４４－６６７１（地域生活推進G）が連絡窓口です。 |
| 平成30年10月 | 加算のみに係る変更の場合、変更届出書（様式第4号）の提出不要とします。 |
| 平成30年10月 | 「役員等名簿」の提出は不要となりました。このことから「役員の氏名等に係る変更」は、提出不要となります。 |